

Q 固定資産税ってなに？



A 固定資産税は、賦課期日にあたる毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が固定資産の所在する市町村に納める税金です。

土地や家などにかかる税 固定資産税 Q&A



Q 家を新築するんだけど どんなふうに課税されるの？

A 課税は家屋を新築した翌年から始まります。
固定資産評価基準に従って家屋を評価し、再建築価格を基準に評価額を決定します。
新築の居住用住宅は、新築課税後3年間、一定の要件を満たしている物件であれば120㎡までに対して1/2の減額が受けられます。
4年目から(平成14年中新築物件については平成18年度から)は、本来の税額に戻ります。

Q 固定資産税はいつ納めればいいのか？

A 6月末、7月末、8月末、9月末、10月末、11月末、12月25日、翌年1月末、の年8回です。
納付書は、6月に1年分をまとめて送付します。



Q 地価が下がっているのに 税額が上がるのはなぜ？



A 地域によって、税負担に格差があることから、平成9年度以降、税の均衡化を重視して調整措置を行っています。よって、本市の場合この調整措置によってなだらかに税負担を引き上げさせていただいています。

